

本市における「指定管理者制度導入に関する基本的考え方（抜粋）」

第 2 - 3 - (6) P F I 事業により施設の管理運営を行う場合の取扱い

P F I 事業により公の施設を整備し、P F I 事業者によるその施設の管理を包括的に委ねようとする場合、指定管理者に指定する必要があります。

P F I 法上の契約と指定管理者制度における指定とは、別々の制度における手続きであり、一方の手続きが自動的に他方の手続きを兼ねるということとはできません。

指定管理者は、公の施設の設置条例が制定された後に、当該条例において定められた公募等の手続きに則って選定されるものでありますが、指定管理者制度を導入する前に既に P F I 事業者が決定している場合等においては、公募等の手続きによることなく、P F I 事業者を指定管理者とすることができるよう設置条例で規定することにより、公募等の方法によらず指定管理者を選定することが可能です。

P F I 事業により施設の管理運営を行う場合の取扱いについては、以下のとおりとします。

ア 指定管理者の候補者の選定

施設担当課は、検討段階から両制度間の整合性を図り、P F I 事業契約の中に指定管理者制度を導入する旨をあらかじめ明記するほか、当該 P F I 事業者及び融資金融機関等とも綿密な協議を行うこととし、当該 P F I 事業者を指定管理者候補者に選定します。

また、この場合、P F I 事業者選定の際の提案書類のうち、次に掲げる書類を添えて、指定管理者候補者を選定した旨を、委員会に報告することとします。

なお、委員会への報告のタイミングについては、設置条例を制定する議会と指定管理者の指定を行う議会の間とします。

- (ア) 指定管理者指定申請提出書類 第 2 - 1 号様式（事業計画書 1 施設の管理運営に係る基本的な考え方について）に該当するもの。
- (イ) 指定管理者指定申請提出書類 第 2 - 2 号様式（事業計画書 2 組織、職員配置及び職員の育成について）に該当するもの。
- (ウ) 指定管理者指定申請提出書類 第 2 - 3 号様式（事業計画書 3 収支計画について）に該当するもの。

- (イ) 指定管理者指定申請提出書類 第2-4号様式(事業計画書4 施設の管理について)に該当するもの。
- (オ) 指定管理者指定申請提出書類 第2-5号様式(事業計画書5 施設の運営について)に該当するもの。
- (カ) 指定管理者指定申請提出書類 第2-6号様式(事業計画書6 危機管理について)に該当するもの。
- (キ) その他必要と認める書類

イ 指定期間

原則として、P F I 事業契約における維持管理・運営期間を指定期間と見なします。

ウ 協定の締結

協定書の作成にあたっては、P F I 事業契約書との整合性を図り、両者の間に食い違いが生じない様、充分配慮することとします。

なお、P F I 事業契約において毎年度支払う費用の算定方法等が詳細に定められることから、指定管理に係る年度協定の締結を省略できることとします。この場合においても、原則、基本協定は締結します。

エ 指定管理料

当該P F I 事業契約における維持管理・運営期間に係る維持管理費、運営費及び修繕費をもって当該指定期間に係る指定管理料として取り扱うこととし、P F I 事業契約に基づく費用と指定管理料が別個の費用として解釈されることのないよう留意することとします。